

「青森県緊急被ばく医療マニュアル」における  
初期・二次および三次被ばく医療機関の役割

○初期被ばく医療機関

原子力発電所等から搬送される傷病者等の初期診療を行い、必要に応じて、二次・三次被ばく医療機関への搬送を判断する。

○二次被ばく医療機関

汚染の残存する者および相当程度被ばくしたと推定される者等について、精密な医学的診断や除染等の処置および入院治療を行う。

○三次被ばく医療機関

初期・二次被ばく医療機関での処置の結果、さらに、放射線被ばくによる障害の専門的診断、治療が必要とされる者等について、専門的診断や入院治療等を行う。